

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 43 号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成 11 年岩手県規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1（第 6 条関係）					別表第 1（第 6 条関係）				
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額	
1 乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒	[略]			1 乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒	[略]		
	カラー	1 枚につき	60 円 (両面に複写した場合には、 <u>120 円</u> )			カラー	1 枚につき	40 円 (両面に複写した場合には、 <u>80 円</u> )	
[略]					[略]				
別表第 2（第 6 条関係）					別表第 2（第 6 条関係）				
開示の実施の方法	区 分		単 位	金 額	開示の実施の方法	区 分		単 位	金 額
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒	[略]	[略]	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒	[略]	[略]
		カラー	1 枚につき	60 円 (両面に複写した場合には、 <u>120 円</u> )			カラー	1 枚につき	40 円 (両面に複写した場合には、 <u>80 円</u> )
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。